

攻めの農業実践緊急対策事業 H26.4～開始！ ～農業機械リース事業を活用してコスト削減等に取り組まませんか？～

生産者の皆さんへ

■事業の目的は何ですか？

攻めの農業実現のため、各地域が一体となって効率的な産地への転換に向けた推進力が発揮できるよう、効率的な農業機械の導入や既存機械の再利用等による機械利用体系の効率化による**コスト削減(1割減)**や**高収益作物への転換**を図ることを目的とする。

※本事業には他に集出荷・加工処理体制合理化推進事業(施設の再編)がありますが、この資料では省略。

■どんなことができる事業ですか？

○効率的機械利用体系構築事業(要件:原則5戸以上の農家が参加し、機械作業の効率化を図る)

- ・担い手を中心とした効率的な生産体制への転換に必要な農業機械のリース導入等
- ・生産体制の転換に伴う既存農業機械の再利用、廃棄

○高収益品目等導入支援事業(要件:5戸以上又は1ha以上の高収益作物へ転換する)

- ・効率的な高収益品目等への生産体制を図るための機械・設備のリース導入等
- ・高収益品目導入のための簡易な整備に必要な資材購入経費、作業労賃

■助成対象作物に制限がありますか？

・規定は特になし

(高収益品目は、既存品目と比べて収益性の高い品目。例:施設園芸品目、薬用作物、有機栽培等)

■どんな機械リースが対象ですか？

・特に規定なし

※ただし、以下の機械や取組は対象外となります。

- 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入
(例:運搬用トラック、フォークリフト、バックホー、パソコンなど)
- 中古機械のリース ●施設の新設、基盤整備(ほ場整備)
- 経費の根拠が不明確、履行確認ができない取組
- 機械・設備以外の資産形成に直接的経費(例:農地等不動産の取得費)

注意!

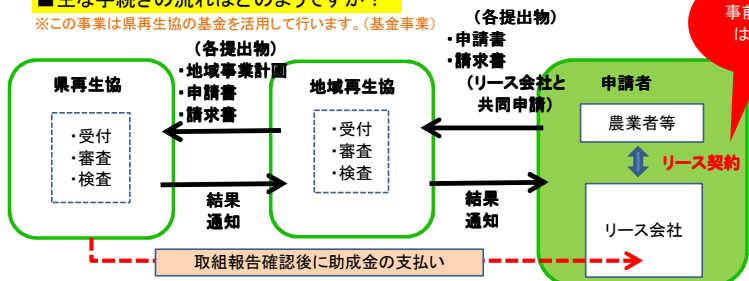
様々な農業者が対象

■助成対象者とは誰がなれますか？

- ・農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体
- ・その他農業者の組織する団体、農業協同組合、農業サービス事業者、公社

■主な手続きの流れはどのようなですか？

※この事業は県再生協の基金を活用して行います。(基金事業)



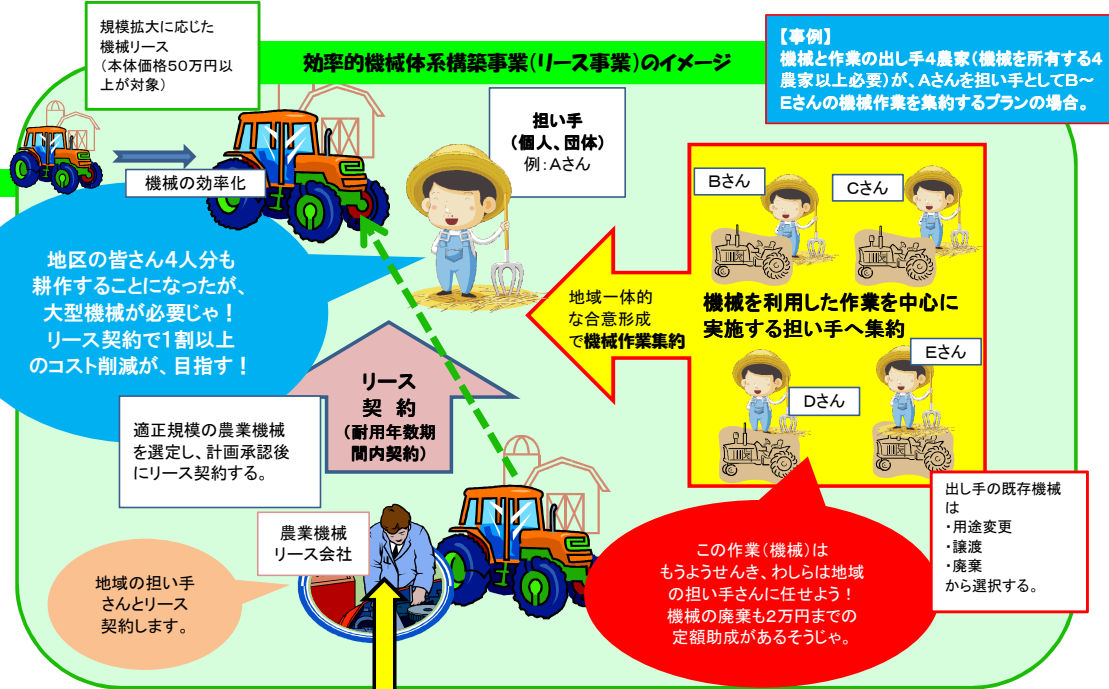
事前着手は禁止

■助成率はいくらですか？

導入する**リース機械の本体価格(税抜き)の1/2以内**(その他は助成対象一覧を参照)

■申請及びお問い合わせ先

詳しい内容のお問い合わせ、その他手続き等についてはお住まいのエリアの**各市町村役場(地域農業再生協議会、または農政担当者)**までお問い合わせください。



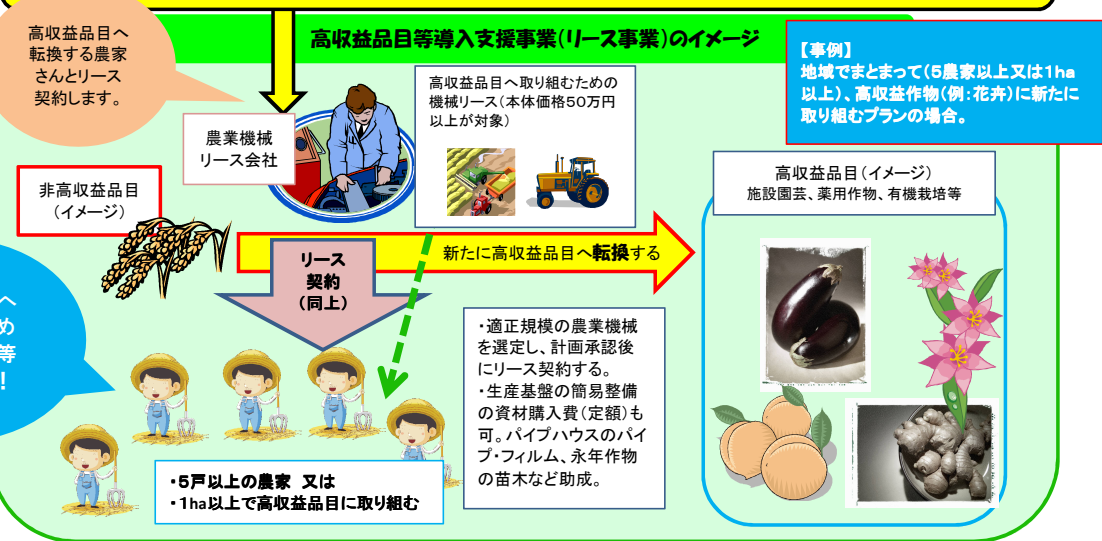
【事例】機械と作業の出し手4農家(機械を所有する4農家以上必要)が、Aさんを担い手としてB～Eさんの機械作業を集約するプランの場合。

地域一体的な合意形成で**機械作業集約**
機械を利用した作業を中心に実施する担い手へ集約

出し手の既存機械は
・用途変更
・譲渡
・廃棄
から選択する。

この作業(機械)はもうようせんき、わしらは地域の担い手さんに任せよう!
機械の廃棄も2万円までの定額助成があるそうじゃ。

助成金(リース機械の本体価格の1/2助成) ⇒ 従来より安価なリース契約が可能
※リース契約期間後は譲渡可能。ただし、リース契約にその旨記載不可。



【事例】地域でまとまって(5農家以上又は1ha以上)、高収益作物(例:花卉)に新たに取組むプランの場合。



高収益品目へ転換するために農業機械等が必要じゃ!

・5戸以上の農家 又は
・1ha以上で高収益品目に取組む